

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | 資料番号 | 28 | 担当課 | 自然保護課 |
|---|---------------------|------|------|---------|-------|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 55-1 | 許認可等の内容 | 狩猟者登録 |
| <p>1 根拠規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (狩猟者登録) 第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事(以下この節において「登録都道府県知事」という。)の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号(同号イに係る部分を除く。)に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下「狩猟者登録」という。)の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日(狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日)からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。 (狩猟者登録の申請) 第五十六条 狩猟者登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 狩猟免許の種類二 狩猟をする場所三 住所、氏名及び生年月日四 その他環境省令で定める事項 <p>(狩猟者登録の実施) 第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 前条各号に掲げる事項二 登録年月日及び登録番号 <p>2 狩猟者登録は、当該狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟をする場所に限り、その効力を有する。</p> <p>3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。 (狩猟者登録の拒否) 第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 狩猟免許を有しない者二 第五十二条第二項の規定により狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者 | | | | | |

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | | 資料番号 | 28 | 担当課 | 自然保護課 |
|--|---------------------|------|------|---------|-------|-------|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 55-1 | 許認可等の内容 | 狩猟者登録 | |
| <p>三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者 (狩猟者登録の制限) 第五十九条 登録都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができる。 (狩猟者登録証等) 第六十条 登録都道府県知事は、狩猟者登録をしたときは、申請者に、環境省令で定めるところにより、狩猟者登録証及び狩猟者登録を受けたことを示す記章(以下「狩猟者記章」という。)を交付する。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (狩猟者登録の申請等) 第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 登録を受けようとする狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日 二 申請者の職業 三 使用しようとする猟具の種類 四 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の効力が法第五十二条第二項の規定により停止されたことがある場合にあっては、その期間 五 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る登録を受けようとする者であって、銃器の所持について申請者が現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日 六 申請者が備えている第六十七条の要件</p> <p>2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。 一 前項第六号に規定する要件を申請者が備えていることを証する書面 二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの二枚</p> <p>3 登録都道府県知事は、その管轄する区域内に住所を有しない者から登録の申請があった場合にあっては、その者に対し、前項の資料のほかその者が現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要と認めるものの提示又は提出を求めることができる。</p> <p>4 狩猟免状の交付を受けた者は、管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるため必要があると認められるときは、法第四十六条第二項の規定による狩猟免状の再交付を請求することができる。</p> | | | | | | |

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | 資料番号 | 28 | 担当課 | 自然保護課 |
|---|---------------------|------|------|---------|-------|-------|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 55-1 | 許認可等の内容 | 狩猟者登録 | |
| 5 法第六十条の狩猟者登録証及び狩猟者記章の様式は、それぞれ様式第十七及び様式第十八のとおりとする。 | | | | | | |
| 6 法第六十一条第二項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。 | | | | | | |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日 | | | | | | |
| 二 狩猟者登録証の番号及び交付年月日 | | | | | | |
| 三 変更しようとする事項 | | | | | | |
| 7 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。 | | | | | | |
| 8 法第六十一条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。 | | | | | | |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日 | | | | | | |
| 二 狩猟者登録証の番号及び交付年月日 | | | | | | |
| 三 変更した事項 | | | | | | |
| 四 変更した年月日 | | | | | | |
| 五 変更の理由 | | | | | | |
| 9 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。 | | | | | | |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日 | | | | | | |
| 二 狩猟者登録証又は狩猟者記章の番号及び交付年月日 | | | | | | |
| 三 狩猟者登録証若しくは狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情 | | | | | | |
| 10 狩猟者登録証又は狩猟者記章の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた登録都道府県知事に届け出なければならない。ただし、前項の申請をした場合は、この限りでない。 | | | | | | |
| 11 狩猟者登録証又は狩猟者記章(法第六十五条第二号に該当することとなった場合にあっては、狩猟者登録証に限る。)は、法第六十五条第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同条第三号に該当することとなった場合は速やかに、登録都道府県知事に返納しなければならない。 | | | | | | |
| 12 次条第二項第一号に掲げる区別に係る登録を受けた者は、その登録に係る狩猟免許について同一登録年度内において既に同項第二号に掲げる区別に係る登録を受けていたときは、当該登録に係る狩猟者登録証及び狩猟者記章を、速やかに交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 | | | | | | |
| 13 法第六十六条の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数(前項の規定により狩猟者登録証を返納した者にあっては、当該返納した狩猟者登録証に係るものを含む。)を報告するものとする。 | | | | | | |

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 資料番号 | 28 | 担当課 | 自然保護課 |
|---|---------------------|------|------|---------|-------|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 55-1 | 許認可等の内容 | 狩猟者登録 |
| <p>(狩猟者登録の方法等)</p> <p>第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別ごとに行うものとする。</p> <p>2 前項の狩猟をする場所の区別は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 都道府県の区域の全部二 都道府県の区域のうち放鳥獣猟区の区域 <p>3 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を行った都道府県知事名を登録するものとする。</p> <p>(狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件)</p> <p>第六十七条 法第五十八条第三号の環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 狩猟に関する事業を行う民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であって、環境大臣が指定するものを行う共済事業(狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が三千万円以上であるものに限る。)の被共済者であること。二 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約(狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が三千万円以上であるものに限る。)の被保険者であること。三 前二号に準ずる資力信用を有すること。 <p>(鳥獣保護区等の区域等の図面の交付)</p> <p>第六十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を行ったときは、その管轄する区域内における指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区(以下「鳥獣保護区等」という。)の区域その他必要な事項を明らかにした図面を交付するものとする。</p> <p>(様式)</p> <p>第六十九条 前条の鳥獣保護区等の区域を示す図面の様式は、様式第十九のとおりとする。</p> <p>(猟具ごとに表示する事項)</p> <p>第七十条 法第六十二条第三項の環境省令で定める事項は、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号とする。</p> <p>2 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。</p> <p>(登録等の通知)</p> <p>第七十一条 法第六十七条第一項の規定による通知は、登録を行った日以後遅滞なく、法第五十六条各号に掲げる事項について行うものとする。</p> | | | | | |

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | 資料番号 | 28 | 担当課 | 自然保護課 |
|---|---------------------|------|------|---------|-------|-------|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 根拠条項 | 55-1 | 許認可等の内容 | 狩猟者登録 | |
| 2 法第六十七条第二項の規定による通知は、登録を抹消すべき事由が生じた日以後速やかに、当該者の住所及び氏名、当該者に行った狩猟免許の種類、当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日、登録を抹消すべき事由が生じた年月日並びに当該事由について行うものとする。 | | | | | | |